

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の 中期目標期間の業務実績の最終評価結果

平成20年8月27日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 第1期中期目標期間の業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、日本障害者雇用促進協会の業務に国及び(財)高年齢者雇用開発協会の業務の一部を加えて、高齢者等及び障害者の雇用支援を一体的に実施する組織として、平成15年10月に新たな独立行政法人として発足したものである。

本評価は、平成15年10月に厚生労働大臣が定めた第1期中期目標期間（平成15年10月から平成20年3月までの間。以下「中期目標期間」という。）が終了したことに伴い、同期間全体の業務実績についての評価を行うものである。

本委員会では「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、中期目標期間各年度の業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、最終評価を実施した。

(2) 中期目標期間の業務実績全般の評価

中期目標期間においては、高齢者等と障害者の雇用支援の統合を踏まえ、機構組織の合理化や都道府県協会の組織体制の見直し、人件費削減、一般管理費節減などによる経費節減、顧客本位のサービスの向上等について、機構が主体的かつ精力的に改革に取り組んだ結果、高齢者等及び障害者の雇用支援に関する機構の業務実績については、中期目標期間のすべての年度において、中期目標等に掲げる数値目標をほとんどすべての項目において上回っており、特に近年における業務実績には顕著な向上がみられるなど、高い実績が上がっている。

したがって、中期目標期間における業務実績については、機構の設立目的である「高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する」に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できるが、今後の業務の運営に当たっては、次の点に留意しつつ、高齢者、障害者、事業主等に対する専門的な雇用支援を実施する必要がある。

- ① 高齢者等関係の業務と障害者関係の業務の統合効果が一層発揮されるよう、業務の効果的推進に引き続き努める必要がある。
- ② 今後の数値目標の設定に当たっては、これまでの達成状況等を踏まえつつ、より適正な指標・水準の設定に努めるとともに、成果内容等を的確に把握するため更なる工夫・改善を図る必要がある。
- ③ 高齢者等や障害者の雇用支援がますます重要になるのに伴い業務が増大する中、給与以外の面で職員のモチベーションを維持・向上させる

ための取組を推進する必要がある。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2. のとおりである。個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

業務運営体制については、中期目標期間を通じて高齢者等と障害者の雇用支援の一体的実施に努めたことにより、組織体制・人員面において合理化・効率化が進められるとともに、業務内容の面においても、高齢者等と障害者の支援に係る手法、情報等の共有化や相互活用などによる業務の効果的实施等が図られたことは評価できる。

本部事務所の統合及び駐在事務所と障害者雇用情報センターの統合を行うとともに、都道府県協会について、高齢法人と障害法人の47都道府県すべてにおける統合を実現したことと併せ、管理部門の縮小、組織の再編等による組織体制の効率化、顧客本位のサービスの向上を図るなど、積極的な姿勢が見られ、評価できる。

経費節減については、人件費及び一般管理費・業務経費について目標を上回る節減を実現している。一般管理費・業務経費については、毎年度予算額を着実に節減する一方、一般競争入札の拡大等により予算執行時に更なる節減を行い、平成19年度決算額でみると、一般管理費では平成14年度予算に比べ19.5%の節減、業務経費では平成15年度予算に比べて16.6%の節減と大幅な効率化を実現している。

都道府県協会への業務委託については、経費の見直しや経理監査体制の強化などによる委託額の適正化等を推進し、業務について目標を上回る成果を上げる一方で、委託費について大幅な節減を達成していることなどから、妥当な内容であると評価する。

人件費については、中期目標期間の初年度から着実に見直しを進めているが、平成18年度に俸給の引下げ等を内容とする給与制度改革を行ったのに引き続き、平成19年度には、地域手当、職務手当等についておおむね国より低い水準に見直す等の更なる改革を実施し、「行政改革の重要方針」による人件費削減目標を上回る節減を3年前倒しで達成している。これらの取組により、地域差及び学歴差を調整した後の対国家公務員指数は、平成22年度以降100.3程度になると見込まれ、機構における給与水準適正化に向けた取組は評価できる。今後は、こうした取組が着実に実施されるよう引き続き努力することが期待される。

給付金・助成金の1件当たりの平均処理期間については、審査業務の効率化、システム改修等の取組により、中期目標期間を通じて、毎年度、前年度実績を大幅に短縮するとともに、職業リハビリテーション業務に係る業務・システムについては、平成19年度において最適化計画を策定し、

これにより、大幅な経費削減と職業リハビリテーション業務の充実に振り向けるサービス時間の拡大をもたらすこととなったことは高く評価できる。今後も、同計画に基づき、職業リハビリテーション業務の一層の効率化が進むことが期待される。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

① 関係者のニーズ等の把握や雇用情報等の提供等

関係者のニーズ等の把握については、労使代表、障害者代表及び学識経験者から構成される評議員会を開催するなどして、その把握に努めるとともに、業績評価に当たっては、内部評価委員会と外部評価委員会との2本立てで実施することなどにより、PDCAサイクルの徹底を図り、業務の改善に着実に取り組んでいることは評価できる。

また、高齢者等や障害者の雇用情報等の提供については、内容の充実、利便性の向上などにより、ホームページのアクセス件数が、毎年度、目標を大幅に上回って増加しているが、ホームページ以外の広報手段についても一層の充実が期待される。

② 高齢者等雇用支援業務

高齢者雇用に係る事業主等に対する給付金の支給業務については、制度改正等に対応して迅速な情報提供等を行うとともに、不正受給防止対策の強化等を着実に進めており評価できる。今後は、これら取組への一層の努力が期待される。

事業主等に対する相談・援助については、改正高齢者雇用安定法による高齢者雇用確保措置の導入、定着への支援に重点を置いて実施されてきており、高齢者雇用アドバイザー等による相談・援助に対する利用者の満足度は高く、各種講習の受講者に対する追跡調査の実施等により実践的な研修や講習を提供するなど、サービスの向上が図られている。今後は、高齢者雇用アドバイザーについて、的確な評価を行い、その質の向上を図るための方法について検討していくことが期待される。

調査研究については、中期目標に沿って、仕事能力把握ツールの開発や高齢者の能力活用のための企業との共同による先駆的モデルの構築など、質の高い取組がなされている。今後とも、「70歳まで働ける企業の実現」等に向け、より実践的な調査研究に力を入れ、その成果の業務への活用及び事業主への普及を図ることが期待される。

高齢者雇用に関する啓発広報活動については、「高齢者雇用フェスタ」において公開シンポジウムなど多彩な手法による情報提供に取り組み、高齢者の雇用問題について参加者の理解向上に成果を上げたほか、定期刊行誌「エルダー」についても、目標とする発行部数を達成すると

ともに、読者からも高い評価を得ている点は評価できる。今後とも、利用者のニーズを踏まえつつ、定期刊行誌の内容の一層の充実やホームページでの閲覧に加えてのより効果的な情報発信方法の工夫に努めるなど、更なる啓発広報活動の展開が期待される。

在職者を中心とした中高年齢者に対する高齢期の職業生活設計に関する個別相談については、平成18年度から土日・夜間の相談を新規に実施し、平成19年度にはその実施回数をほぼ倍増させたほか、平成19年度からは団塊世代等向けの相談会を新規に実施するなど、高齢期雇用就業支援がきめ細かく行われており評価できる。

中高年齢者に対するセミナー・講習等については、アンケート調査の結果を業務の見直しに活用し、土日・夜間や出張形式のセミナーを積極的に行ったことにより、毎年度、実施回数は中期目標等に掲げる目標を大幅に上回っており評価できる。

③ 障害者雇用支援業務

職業リハビリテーションサービスの実施については、ハローワーク、地域の支援機関と連携すること等により、中期目標期間中に目標とした延べ10万人を上回る、11.7万人の障害者に対し、きめ細かく体系的なサービスを提供したことは評価できる。中でも、職業準備支援事業等修了者の就職率及びジョブコーチ支援事業終了後6ヶ月時点での定着率については、いずれも毎年度、中期目標等に掲げる数値目標を大幅に上回ったことは、高く評価できる。

さらに、平成17年度から精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムを実施するとともに、平成19年度から発達障害者に対する専門的支援を新たに試行するなど、現下の重点課題である精神障害者や発達障害者などの就職困難性の高い障害者の雇用支援に精力的に取り組んでおり、精神障害者の復職・雇用継続率において、中期目標等に掲げる数値目標を大幅に上回る成果を上げたことは、高く評価できる。

ジョブコーチによる支援や障害者の雇用管理に関する専門的な相談・援助等については、中期目標等に掲げる数値目標を大きく上回る成果を上げており、サービスの向上を図っていることは評価できる。今後においては、支援ニーズの的確な把握に努め、その充実を図っていくことが期待される。

人材の育成については、受講ニーズの増大に対応するため、研修等の実施回数等の拡充を図るとともに、地域における職業リハビリテーションネットワークの形成、整備の取組を推進しており評価できる。受講者の満足度はいずれの研修においても高く、また、研修の評価に受講者に加えその所属長を調査対象とする重層的システムが導入されるなど、目標達成のための努力も見られ、評価できる。今後とも、地域における就

労支援ネットワークの構築のための人材育成を図るなど、一層の取組が期待される。

職業リハビリテーションに関する調査研究については、外部等から高い評価を受けるとともに、インターネットの活用等を通じて成果の共有、活用が進められており評価できる。今後は開発された支援ツールの有効性の検証等についても取り組むことが期待される。

障害者職業能力開発校については、職業的重度障害者の受入れを積極的に進めるとともに、修了者等の就職率についても、中期目標期間中を通じて数値目標を大幅に上回る成果を上げており評価できる。引き続き、就職困難性の高い障害者に対して積極的に訓練を実施することに努めるとともに、より有効な訓練技法の開発に向けた取組が期待される。

納付金関係業務については、納付金の収納率等については中期目標期間中を通じて高水準の数値目標が達成されているが、今後とも、事業主の利便性向上を図りつつ、収納業務の高水準維持に努める必要がある。

納付金制度に基づく助成金業務については、迅速な情報提供等を行うなど事業主の利便性向上に努めているほか、不正受給防止対策の強化等に着実に取り組んでおり評価できる。

障害者雇用に関する調査研究については、中期目標に沿って適切に実施されており、今後は、事業主において一層活用されるような、より実践的な研究等の実施が期待される。

障害者雇用に関する相談・援助については、障害者雇用管理等講習におけるオーダーメイド講習の実施などサービス向上の努力が見られ評価できる。

障害者雇用に関する啓発事業については、障害者ワークフェアの来場者数は毎年度増加しているとともに、啓発誌「働く広場」について読者から高い評価を得るなど、情報発信の努力が見られ、一層の充実が期待される。

障害者の技能に関する競技大会（アビリンピック）については、来場者が毎年増加するなど、障害者の雇用促進の事業として成果を上げている。特に平成19年度は、史上初めて技能五輪国際大会と同時開催し、比類なき成功をおさめ、ユニバーサル社会の実現の重要性について広く国内外に訴えるとともに、障害者自らの働くことへの動機付け、さらには障害者雇用に対する国民の理解の深化を図る上で極めて有意義であったと大いに評価できる。今後は、大会の開催を通じて得られた海外とのネットワークを維持・拡大するとともに、大会の一層の質的充実を図ることが期待される。

(3) 財務内容の改善等について

予算執行等については、中期目標に沿って適切に実施されており、障害

者雇用納付金に関する積立金については、安全かつ効率的な運用を図るため、その一部について、引当金として流動性を確保しつつ金銭信託による国債運用を行っている。

なお、累積欠損金305百万円は、平成16年度決算における勘定間の帳簿上の処理により発生したものであり、新たな国庫負担を生じるものではなく、平成19年度決算において適切に処理され、解消されている。